【季刊】東京シティ税理士事務所ニュース 2011年 夏号 Vol.17

# お元気ですか

東京シティ税理士事務所ニュース
〒163-0437
東京都新宿区西新宿2-1-1
新宿三井ビル37階
TEL.03(3344)3301
FAX.03(3344)9053
E-mail:voice@tokyocity.co.jp

東京シティ税理士事務所ホームページをご活用ください! http://www.tokyocity.co.jp

## 東日本大震災からの復興を願って

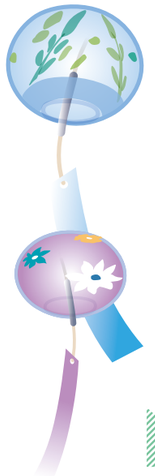

平成23年3月11日、43年の生涯の中で見たことがない大規模な震災が起きてしまいました。しかも被災地は今まで行ったことのある町や村がある東北でした。あの美しい海や町、山々を一瞬にして瓦礫の山にしてしまいました。改めて自然災害の脅威を目の当たりにして何もできない自分の不甲斐なさを悔やみました。

過去の歴史を辿ると、幕末→明治維新、終戦後の混乱→高度経済成長など、この国の先輩方は日本を見事に復活させています。愛国心がもたらしたその驚くべき「行動力」を三度目の奇跡として求められているのではないでしょうか。

ひとりの力は微力であっても真っ直ぐ意志を一つにして取り組めばまた「三度目の奇跡」を起こせるかも知れません。私も40代、人生のトップスピードを出せる世代だと思っております。第一線で活躍されているお客様に対し、企業活動、資産形成、不動産活用、税務対策などのお手伝いをさらに強化していこうと思っております。

皆様の経済活動が活性化し、潤い、雇用や課税所得が増加し、納税も増加することで国も潤う、好循環の一助の役割をになう決意です。

パートナー税理士　菊地則夫

今年3月11日に発生しました東日本大震災で被災された方々、ご親族、事業所の皆様に、心よりお見舞い申し上げます。また、被災者の皆様が一刻も早く安心・安全な生活を取り戻されることを心より願っております。

今回の震災は、ひとりの人間としてできることとの限界を改めて考えさせられました。被災地の物理的損害も甚大ですが、被災者の方の心情を考えますと、自分の力なときわめて小さいものだと感じました。被災地の事業者様は経済的立て直しとともに、心理的にもつらい状況の立て直しに努力しておられると思います。

税理士としてそのような時に何ができるかを考えました。私は、被災地ではなく東京の税理士です。この機会に、税務のサービスだけでなく、お客様の心理的な状況の理解も必要だと思いました。

あらためて大事なものは何かを感じさせられました。

パートナー税理士　村岡清樹

暑中お見舞い申し上げます。厳しい暑さが続きますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

今年は、国民が一丸となって東日本大震災の復興に向けて協力をしていかなければなりません。このため今後「復興」の大儀名分を掲げて増税が検討されています。

近年の税制改正では「財政再建」という大儀のために増税路線を展開させてきました。税理士の立場では債務が1000兆円あるというのは増税の理由にはならないと考えます。債務がいくらあっても資産とバランスしていれば返済は急務ではなく、債務を増加させないようにしながら景気対策を行うことが必要です。資産と債務のバランスやその内訳等の説明が不十分のままで、増税ありきの考えは賛成できません。東京シティ税理士事務所は、皆様の財産や所得を守るべく下半期も精進いたします。

パートナー税理士　石渡芳徳

## 2011年 夏のご挨拶

確定申告シーズンも終盤にさしかかった3月11日、東日本大震災が発生しました。我々が住む東京も大きな揺れで、交通機関の停止やその後の生活関連物資の不足など大きな混乱となりました。幸い東京は震災の中心とはなりませんでした。震災の被害の大きな岩手、宮城、福島、茨城などの地域の皆様には心からお見舞い申し上げます。クライアント様やそのご家族の方で震災の影響を受けた方にも謹んでお見舞い申し上げます。

テレビで震災の状況が流れるのを見て、ただただ自然の力の大きさと、人の力の無力さを感じるだけでした。そして、震災地の大きな、大きな犠牲のなかで、この瞬間も私たちが仕事をし、生活をしているということを実感していました。私たちは犠牲者の皆様、被災者の皆様にどのようなことで貢献すればいいでしょうか。義援金もだしました。お見舞いの言葉ものべました。しかしまだ足りない。まだまだ足りないという気持ちです。

震災から5ヶ月を迎えようとしています。あれだけ落ち込んでいたマインドも徐々に立ち直りの兆候が見られます。もしかしたら、皆さんがあのような状況でも「負けない」「くじけない」と感じていたのではないでしょうか。

「私なりの貢献」を考えました。お仕事で皆さんのお役に立ち、雇用を増大し、経済を活性化する、それが企業人としてのお役立ちではないでしょうか。その効果が被災地にも及ぶことを願ってこの夏もがんばりたいと思います。

暑い夏、くれぐれもご自愛下さい。

所長税理士　山端康幸

## こうなる税制の行方❶「東日本大震災の影響」

FUTURE

震災復興の財源として子ども手当の廃止や消費税増税が取り沙汰されていますが、単体税目を増税して税収が増えるかは疑問が残ります。過去の例を見た場合、1997年に消費税率を3%から5%に引き上げた際は、その後消費税の税収は上がりますが、法人税・所得税の税収は消費税の増収以上に落ち込みました。また、デフレ経済が進行するなかで、大企業などとの取引の力関係によって、消費税分を商品価格に転嫁できない中小零細企業が相次いで経営破綻した結果、消費税の滞納が増加したという側面もありました。

財源確保の議論は今後も続くでしょうし、大震災が日本経済に与える被害は甚大なので、当面、一般の家計等はこれまで以上に厳しくなることを覚悟しなくてはならないでしょう。

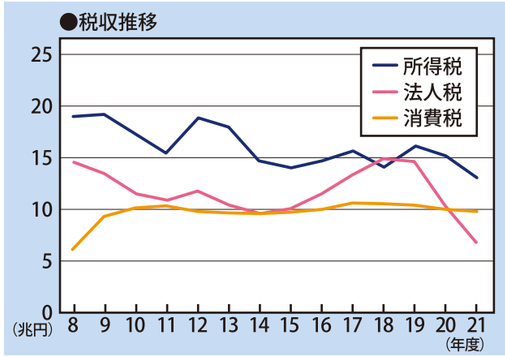


この様な状況で私どもができることは、税制改正の動向を常に監視し、確定した法律を分析して、顧問先のお客様の税務的な悪影響を最小限に抑え、適切なアドバイスを行うことだと考えます。

パートナー税理士　村岡清樹

## こうなる税制の行方❷「相続税は課税強化」

平成23年度の税制改正大綱で出された「法人税減税」とその財源「相続・所得税増税」の構造が崩れそうです。相続・所得増税案が廃案になる可能性もあります。震災による影響です。しかし、日本の財政は、債務超過の状況に「震災復興」の歳出需要が重なってしまい、絶対的に税収が不足しています。そのため長期的資産課税増税路線は変わることはないでしょう。

私が考える資産防衛策を述べます。

第一に「保有不動産を戦略的に活用していくこと」でしょう。賃貸物件を競争力の高いものにし、市場優位性を高めていくことです。土地の立地特性などを考慮して建物の物理的魅力を高めることです。

次に、賃貸不動産のすべてが戦略的に活用できているとは限りません。将来の見込みも期待できない場合があります。その場合には保有する資産を売却し、戦略的な賃貸不動産に買い換える「資産の組み換え」が必要となります。

第三は資産継承対策、相続税対策です。円滑にかつ資産を減らさず効率的に次の世代に資産を残すことです。

このような資産防衛対策をするためには、不動産のプロ、法律のプロ、税務のプロ、相続対策のプロが必要となります。不動産運営や売却・購入のノウ・ハウ、情報の多い不動産のプロ。賃貸経営トラブル防止や遺産争いにならないための法律のプロ、賃貸経営の収支計算や所得税、法人税が有効に節税できる税務のプロ。最後に資産継承対策や相続税対策のプロです。

私の目標はこれらに熟知した資産防衛のプロとなることです。

パートナー税理士　菊地則夫

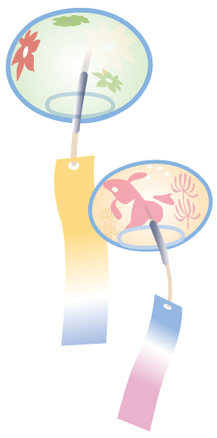

### 退職のご挨拶

**お世話になりました**

**-5年半ありがとうございました-**

ご挨拶が後になりましたが、7月末日をもちまして東京シティ税理士事務所を退職いたしました。

入社してから5年半余り、本当に多くのお客様にお会いさせていただき、多くのことを学ばせていただきました。只々感謝の気持ちで一杯でございます。心から厚くお礼申し上げます。

32歳で入社し、結婚もし、一児の父ともなりました。仕事に適齢期があるのかどうかは分かりませんが、40歳を前にかねてよりの目標であった独立開業をすることになりました。東京シティ税理士事務所で学んだ経験を生かし、お客様のお悩みや不安を解決するために的確な提案ができる税理士を目指し、努力精進して参る所存です。そして震災により再出発をしようとしている日本丸の一員として、私も微力ながら日本を盛り上げてきたいと思います。

本当にお世話になりました。皆様方の今後の一層のご発展とご多幸をお祈りいたします。

税理士　加藤大輔

### 編集後記

今さらですが、税理士さんはすばらしいなと思います。今年は原稿の依頼が少し遅れ、夏休み前に間に合うかと心配しました。しかし、我が事務所の税理士さんは、依頼から数日で原稿を上げるということをいとも簡単にしてくれました。感謝!感謝!文章になれている税理士さんはすばらしい。これが東京シティ税理士事務所の原動力なのでしょう。今年の夏もすばらしい「お元気ですか2011年夏号」ができました。

(編集責任者 山端康幸)

◇東京シティ税理士事務所ニュース◇
2011年 夏号 http://www.tokyocity.co.jp
〒163-0437 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル37階
TEL.03(3344)3301 FAX.03(3344)9053
E-mail: voice@tokyocity.co.jp

# 相続税・贈与税特集

## 平成23年税制改正どうなった!?

税理士　石井力

平成23年度税制改正がストップしております。6月末の時点でまだ成立しておりません。この平成23年度税制改正は、重要項目が2つありました。

1つは、わが国の国際的な競争力を高め、海外から国内への直接投資を促進するため、法人実効税率を段階的に引下げるという点。

もう1つが、その法人税減税の減少を個人向けの所得税・相続税を増税で補完するという点です。

特に相続税は、平成6年から据え置かれていた基礎控除（相続税のかからない非課税枠）を4割引き下げるなど、大幅な増税となっているため、世間の関心が高く、その行方が注目されていました。

政局の混乱と東日本大震災の影響で棚上げとなっていた税制改正法案ですが、6月に入り、ようやく今後の流れが明らかになりました。税制改正法案の中身を、国民生活に影響が及ぶなど、早期に成立させる必要がある項目の「改正案」と、与野党で意見が対立しており引き続き協議が必要な項目の「修正案」に分割し、「改正案」のみ先に成立させ、「修正案」は継続審議となりました。

所得税や相続税の増税など主要な改正項目のほとんどは「修正案」に入っているため、主要な改正項目についてはいつ成立するかが全くわからない状況となっています。

これに加え、震災復興財源に、消費税を含めた大幅な増税が行われそうです。

今後の税制の行方に引き続き注意していかなければいけないようです。

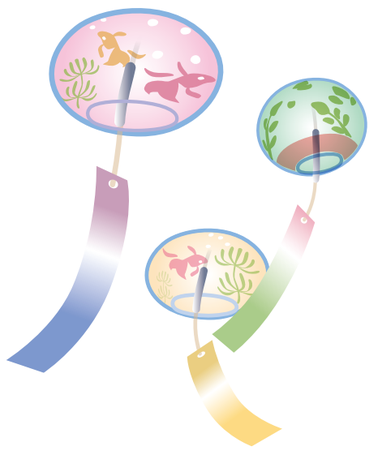

## 【被災地へ支援のしかた】

### ―個人編―

東日本大震災の被災者の皆様にどのような援助をできるか考えてみました。税務上の範囲を少し超え、個人としてできるものを広く考えてみました。

1ボランティア

いきなり訪問するのではなく現地のボランティアセンターなど受入機関のホームページなどで受け入れ状況を確認してから参加するようにしましょう。

社会福祉法人全国社会福祉協議会ホームページ

http://www.shakyo.or.jp/saigai/katudou.html

2東北地方への観光

被害がほとんどなかったのに来訪者が激減し困っている観光地がたくさんあります。

3東北産品の購入

4義援金被災地方自治体への寄付金

義援金専用口座への振込みや地方自治体への寄付は所得税の確定申告で寄附金控除の対象となりますので送金票などを必ず保管なさってください。

5ふるさと納税

ふるさと納税は、自分の生まれ故郷だけにするものとは限定されていません。被災地を心の故郷として「ふるさと納税」の対象地とすることもできます。

6被災地の復興に関心を持ち続けること

最後に、復興は時間がかかります。適切な施策が行われるようにみんなで議論し、思いを風化させない努力が一番の貢献です。

税理士　中田真希子

### ―法人編―

東日本大震災で被災者や被災地に多くの企業の支援が集まっています。さて、クライアント様でも支援の仕方を検討していらっしゃることかと思います。被災者や被災地に対する法人の支援は、法人税において次のような方法があります。

①法人が義援金等を寄附する

義援金等が被災地の県や市町村、日本赤十字社や社会福祉法人中央共同募金会等に対する「特定の寄付金等」に該当するものであれば、支払った全額が損金の額に算入されます。

②自社製品の提供等

法人が緊急に行う自社製品等の提供に要する費用は、特定の寄附金等には該当しませんが、広告宣伝費として全額損金の額に算入されます。

③被災前の取引関係の維持回復費用

取引関係の維持回復費用を目的として、取引先に対して行った災害見舞金の支出、事業用財産の供与等のために要した費用は、全額損金の額に算入されます。

④売掛金、貸付金等の債権を免除

災害見舞金ではなく、売掛金、貸付金等の債権を免除する場合にも全額損金の額に算入されます。

税理士　大橋勇太

## 【交際費の基準】

### ―法人編―

企業が支出した交際費は、法人税法上限度額が設けられております。資本金1億円超の法人ではその全額が経費とはならず、資本金1億円以下の中小法人では、600万円まではその10％部分、600万円を越える部分はその全額が経費とならなくなります。

「交際費」とは、交際費、接待費、機密費等で、得意先、仕入先その他事業関係者等に対する接待、供応、慰安、贈答等をいいますが、次に掲げる費用は除かれます。

(1)従業員の慰安のための運動会、演芸会、旅行等の通常要する費用

(2)飲食等のための費用（役員や従業員などの接待等の支出を除く）で、その支出する金額が一人当たり5000円以下である費用。（次の記載書類の保存）

①飲食等の年月日　②参加した得意先、仕入先等の氏名又は名称及びその関係　③人数　④金額並びに飲食店等の名称及び所在地　⑤その他参考事項

(3)その他の費用

①カレンダー、手帳等を贈与するために通常要する費用　②会議の茶菓、弁当その他の飲食物の費用　③新聞、雑誌等の出版物又は放送番組を編集するための座談会その他取材に通常要する費用

税理士　新庄百恵

### ―個人事業者編―

個人事業の場合、所得税法上の交際費の範囲は法人ほど明確でなく、限度額も定められていません。「業務の遂行上直接必要と認められるもの」であれば必要経費となります。

平成22年4月22日に、少し面白い国税不服審判所の裁決がありました。不動産賃貸業者の交際費に関する裁決です。

■「不動産所得の金額の計算上必要経費に算入したゴルフ代は、賃貸物件を優良なテナントに長く貸し付けることができるよう、テナントの代表者等に対して、また、種々の情報を得て不動産の購入を容易にし、購入資金の融資の点でも有利になるよう、かつての勤務先である銀行の後輩等に対するゴルフ接待の為の支出である」という主張です。

■これに対し、国税不服審判所の裁決は、「接待の相手方であるとする テナントの代表者墓等やかつての勤務先銀行の後輩等とゴルフをすることが不動産所得に係る業務の遂行上、直接必要があったとは認め難く、さらにゴルフクラブの会員として、毎年相当の回数のプレーをしており、その大半を女子プロゴルファーと2人でしている上、審査請求人が接待交際費に該当すると主張する上記相手先とのゴルフについても、いずれも女子プロゴルファーを同伴させていることからすればゴルフ代は、結局のところ、審査請求人の趣味・好としてのゴルフプレーのために支出された家事上の経費である」とされました。

さて、皆さんの裁決は?

税理士　小野塚裕子

# 節税!!ここに技あり!!　こうすれば節税できる

## 資産税編

税理士　渡邊浩滋

相続税が改正になるかどうか話題になっていますが、実は平成22年度に相続税の大きな改正が行われました。具体的には、被相続人等の事業用や居住用の宅地であれば、最大80％減額がされるという小規模宅地等の減額の要件が厳しくなりました。居住用であれば、240㎡まで80％の減額になりますが、左記の要件を満たさないと一切の減額はされません。

①配偶者が取得

②同居親族が取得して申告期限まで居住

③別居親族で、相続開始前3年以内に自己（自己の配偶者を含む）の所有する家屋に居住したことがない場合で、申告期限まで保有（配偶者等がいない場合に限る）

今のうちから同居しておくなど要件を満たしておきましょう。

また、二次相続では、配偶者の税額軽減（最低1億6000万円まで相続税がかからない）がありますが、二次相続ではこの税額軽減はありません。二次相続でも小規模宅地等の減額が受けられるかどうかで、次二次の税額の総額が大きく変わります。二次相続の段階で、二次相続時にも小規模宅地等の減額ができる分割しておくことがトータルの相続税を抑えるコツです。

ご相談はお早めに渡邊まで。

## 所得税編

税理士　坂本晴良

個人でご商売をしている方の最大の節税策は「青色申告」をすることです。

青色申告では、正確な帳簿をつけなければならない等の義務の見返りとして数々の節税となる特例が認められています。

「青色申告」による節税メリットは、次のとおりです。

①必要経費以外に最大65万円を所得から差し引くことができます。（青色申告控除）

②家族従事者への給与を適正額の範囲内で必要経費にすることができます。（青色専従者控除）

③収入より経費がかさみ、赤字になってしまった場合は、この赤字を翌年以降3年間繰越すことにより、翌年以降の利益と相殺することができます。（欠損金の繰越控除）

④30万円未満の資産を取得した年において全額経費（300万円が年間総額の限度）とすることができます。（白色申告の場合、10万円未満なら全額経費とすることができますが、10万以上の場合は減価償却対象となります（少額減価償却資産の特例）

青色申告をするためには、一定の期限までに税務署長に申請をして承認を取る必要があります。

## 消費税編

パートナー税理士　石渡芳徳

消費税の納税義務者の判定は、前々年（前々事業年度）（基準期間と言います）の課税売上高（住宅及び土地の貸付や土地の譲渡等は含まれません）が1000万円を越えるかどうかで行います。従って、通常、事業開始年度と2期目は免税となります。しかし、法人にかぎり資本金が1000万円以上である場合は1期目から課税事業者となります。このため、会社設立の際に、資本金を1000万円未満とすると2期間が免税となり節税ができることになります。

しかし、税制改正により平成24年10月1日以後開始事業年度について、上記の基準期間の判定に、前事業年度の上半期（特定期間）の課税売上高が1000万円を越えるかどうかという基準が加えられました。つまり、資本金を1000万円未満にすると事業開始年度は免税ですが、開始年度上半期の課税売上高が1000万円を超えると、2期目になると課税事業者となります。この「改正点の課税売上高」ですが、簡易的に「給与等の合計額」を課税売上と見なすこともできるということになっております。計算基準として「課税売上高」ではなく「給与等の合計額」を使うと課税事業者に該当しないということが考えられます。

今後の法案、施行令、通達などの詳細情報を待ちたいと思います。

## 法人税編

税理士　風巻朋子

法人税の節税策は「几帳面」と「まめである」ということです。税理士らしくない答ですが、実はこれがあたっているのです。

「交際費」で考えてみます。「税務上の交際費」は通常の感覚と意味が異なる場合があります。例えば、寄付金と交際費、情報提供料と交際費、広告宣伝費と交際費、福利厚生費と交際費、給与と交際費、手数料と交際費等です。実はそれぞれの内容については細かく解釈の規定があります。

経費となるもの、経費とはならないもの、税務上限度額等がある「交際費」となるものに分けられます。交際費が限度額を超している会社で、福利厚生費の中に交際費と認定される経費が入っていると、その部分は損金不算入になるということです。福利厚生の事実や実態の記録が必要ということです。

また、飲食費については一人あたりの単価5000円以内の少額であれば交際費の限度額を計算上除くことができます。支払う都度、領収書があることは当然ですが、これに相手先、参加者全員の氏名等の管理記録が必要です。管理記録は領収書と一緒に保管します。

**“「几帳面」で「まめである」ことが節税である”**の意味をご理解頂けましたでしょうか。

## FP日記

### Googleの威力「税務署も活用している」

ファイナンシャルプランナー　草刈章雄

みなさんは、「Google」がウェブ上で無料提供している「Google Earth」と言うサービスをご存じですか。雑誌に「神の視点」と紹介されて話題になりました。上空から地球が丸ごと見えるサービスです。

2007年からさらに新たなサービスとして「ストリートビュー」が登場しました。こちらは、上空ではなく、道を歩く視点で見る事ができるサービスです。先日、税務調査で、税務調査官が法人所有物件内に自動販売機があり収入がある事を知っていました。この法人の所有物件は数が多く、全ての物件の現況調査をしたのかと不思議に思いましたが、答は「ストリートビューで確認しました」でした。自動販売機の収入は収入に計上されていて問題ありませんでしたが、税務署が「ストリートビュー」を見て事前調査していることに脅かされました。

今後もインターネットの世界は飛躍的に進歩すると思います。技術の進歩は今までの仕事の仕方を飛躍的に改革します。仕事と技術の融合の重要性を認識する出来事でした。